

## ユースワーカー協議会 規約

第1条（名称）この会は、「ユースワーカー協議会」という。

第2条（目的）この会は、ユースワークに携わる実践者が集まり、ユースワーク（若者の成長支援）に関わるスタッフの、実践交流による専門的力量的向上と実践の言語化（エンパワメント）を進めるとともに、その社会的認知を拡大していくことを目的とする。

第3条（事業）この会は、前条目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1） ユースワークに関わるスタッフの実践交流の機会づくり
- （2） ユースワーカーの養成と育成
- （3） 前号にかかる教材開発とトレーナー養成・派遣
- （4） ユースワークの基盤強化のための調査および研究
- （5） ユースワーク・ユースワーカーに関する広報および社会的発信
- （6） その他前条の目的達成のために必要な事業

第4条（会員）この会は、次の会員をもって構成する。

- （1） 個人会員・・・ユースワークの実践及び研究を行う人のうち、この会の目的と『ユースワークの価値観と目標観』に賛同し、規約の定めにより入会を承認された個人。
- （2） 団体会員・・・この協議会の目的に賛同し、事業に組織的に協力する団体・機関で、一定の活動実績があり、規約の定めにより入会を承認されたもの。

第5条（会員の役割）会員は、本会の活動に参加するとともに、ユースワークの普及と発展に協力するものとする。

第6条（年会費）会員は、事業年度ごとに、年会費を納入しなければならない。

- 2 年会費の納入期限は毎年5月末日とする。  
（年度途中の加入の場合は加入後速やかに納入すること）

- （1） 個人会員・・・4,000円／年
- （2） 団体会員・・・10,000円／年

第7条（会計）会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。  
ただし、初年度は設立日から当該年度末までとする。

第8条（役員）役員として、代表、幹事、事務局長、事務局次長、監査を置く  
役員は、会員より選任する。任期を2年とし、再任を妨げない。ただし、設立当初の役員は別に定める。

第9条（事務局）この会の運営のため事務局を置く。

第10条（会議）この会の重要な事項についての決定は総会において議決し決定する。日常の運営における決定は役員会において行い、その後の総会において報告するものとする。なお、事務手続きなどにおける軽易な決定は事務局長が行うことができる。

- 2 総会は会員をもって構成し、年1回、代表が招集し開催する。代表もしくは役員会が認めるときは臨時に召集することができる。
- 3 役員会は、事業・事務執行にあたり必要に応じて代表もしくは事務局長が招集する。
- 4 この会の事業推進のために部会、委員会他の組織を置くことができる。

第11条（細則）この規約の施行について必要な事項は細則で定める。

第12条（規約及び細則の変更）本規約変更は、総会の決議による。細則の変更は役員会において行い、その後の総会において報告する。

第13条（会の設立）この会の設立日は2019年7月1日とする。

#### 附則

1 設立当初における個人会員の入会資格は、次の人のうち役員会によって承認された人とする。

- (1) ユースワーカー養成講習を受講した人。
- (2) 大学等におけるユースワーカー養成プログラムを修了した人。
- (3) 団体会員もしくは他のユースワーク実践団体の職員・関係スタッフで役員から推薦を受けた人。
- (4) ユースワークの研究を行う人で、役員からの推薦を受けた人。

#### 2 設立当初の役員

代表	水野 篤夫（公益財団法人京都市ユースサービス協会）
事務局長	竹田 明子（公益財団法人京都市ユースサービス協会）
事務局次長	東 晋次（公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会） 七澤 淳子（公益財団法人よこはまユース） 井上 敏明（名古屋ユースクエア共同事業体）
幹事	松田 考（公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会） 大槻 繁美（公益財団法人よこはまユース） 辻 幸志（NPO法人こうべユースネット）
監査	生田 周二（子ども若者支援専門職養成研究所／奈良教育大学）

3 設立当初の事務局は、京都市ユースサービス協会内におく。

4 この会の所在地は事務局を置く下記住所とする。

京都市中京区東洞院通六角下ル （公財）京都市ユースサービス協会内

5 上記に関わらず、第6条（年会費）については、当面の間個人会員・団体会員共に免除とする。

6 この規約は、2019年7月1日から施行する。

この規約は、2020年4月1日から施行する。